

拙著『ネットワーク産業の規制とその法理』 (三和書籍、2012年)の紹介をかねて

日本大学法学部教授 友岡 史仁

【目次一覧】

- 序章
- 第1部 分野横断的な規制法理
 - 第1章 公益事業と競争法の相関関係
 - 第2章 ネットワーク産業における「競争対抗料金」の事例検討
 - 第3章 アクセス・チャージと事業法上の課題
- 第2部 エネルギー分野から見た規制法理——イギリスの事例を参考に
 - 第1章 イギリスの電力・ガス事業分野からの示唆
 - 第2章 「発送電分離」論の法的諸課題
- 第3部 ネットワーク産業と通商規制——エネルギー分野を中心に
 - 第1章 EUにおけるエネルギー市場の統合とEC条約
 - 第2章 エネルギー分野におけるWTO協定と地域貿易協定の役割
- 終章

*以下、本報告では外国法制（イギリス・EU）との関係に主に触れる。

I 全体の問題意識

- ・ 「ネットワーク」のとらえ方： 経済学と法律学

- ・ 「ネットワーク産業」と“法関係”の視点： 規制と競争という視点
 - 多様な視点の存在、規制と競争の関係が最大の関心事

- ・ 問題意識
 - どのように「公平・公正な競争関係」を築くか、ユニバーサル・サービスの問題等々の付随的問題の解決の必要性
 - 規制組織・立法論的課題： 専門技術的判断を行いうる集団の必要性はどうか？
 - 法解釈上の課題： 事業法と独禁法・競争法の関係
 - 産業構造の変革との関係： エネルギー分野を素材にして（技術的制約の中での変革の可能性）

- 自由化範囲の現代的課題：どこまでの範囲を自由化するか、日本は範囲が限定されている（国内）ということとの関係性（ネットワークが他国とつながっていない）

II イギリスにおける公益事業と競争法の相関関係

- ・ 公益事業と競争法の関係
 - 拙著『公益事業と競争法——英国の電力・ガス事業分野を中心に』（晃洋書房、2009年）をより拡大的に位置付ける作業
 - 「イギリス型モデル」として検証
- ・ 検証の視点：規制の特徴（競争監督官庁である OFT と事業規制機関(regulators)と呼ばれる諸機関の存在）、競争法適用に際しての特殊性等
- ・ イギリス型モデル：競争法の適用事例の存在
 - 公益事業分野に対する競争法の適用あり（ガス事業分野において顕著：純粹構造規制として）
 - 多数の企業結合事例の存在
 - EU 機能条約と類似の規定を置いた 1998 年競争法の適用に係る諸種の事例の存在
- ・ イギリス競争法の規制構造と「競合的権限」：行為規制については OFT と事業規制機関との同一の権限を付与
 - 事業規制機関の存在をどのように見るか：規制権限の選択（競争法か事業法か）、どちらを優先するかは決められていない点、事業法上の規制目的と競争法の適用に際しての抵触の可能性
 - 競争法が事業法上規制されない範囲を補完する関係にあると見られる
- ・ 行為規制の実例：特に供給拒絶・EF(Essential Facility)理論のイギリス型モデルにおけるとらえ方
 - EF 理論を用いた紛争解決を行わない：消極的な態度を示す

III イギリスの事例を参考にしたエネルギー分野の規制法理

- ・ 「所有分離」を競争法上どのようにとらえているか

- ガス事業の例(British Gas)： 競争委員会は分離を報告書において命じたが、
実際、報告書を受けて完全分離はされなかった
- 過剰な債務負担を解消するために完全分離したことの事実

- ・ 「市場支配力」の行使に関わる問題
- 合併事例： 二大発電事業者(National Power、PowerGen)、Centrica
- 行為規制事例： 配電事業者による濫用行為 (United Utilities)

- ・ 発送電分離との関係
- 民営化とともに発・送・配電の垂直統合分離 (のちに供給も配電から分離)：
適法な合併事例の連続によって結果的に「再垂直統合化」した点をどのように
とらえるのか

IV ネットワーク産業と通商規制——EU との関係を中心に

- ・ 電力・ガスの輸出入という問題
- 「物品の自由な移動」の保障： EU 機能条約 34 条 (EC 条約 28 条)
- 共同体市場における競争の発生の場合： EU 機能条約 101 条以下 (EC 条約
81 条以下)

- ・ 第三者アクセス(Third Party Access: TPA)の登場
- その起源： 域内エネルギー市場の統合化という点 (当初はエネルギーの政府
調達に限った域内市場統合白書 (1985 年) → 域内エネルギー市場統合化を間接
的に後押しした単一欧州議定書 (1987 年) の存在)
- 欧州委員会エネルギー総局(DG Energy)による域内エネルギー市場報告書
(1988 年)： ここで「物品の自由な移動」と市場自由化との接点誕生
- 天然ガス・電力の自由な通貨の保障、第三者による既存輸送ネットワークに対
する合理的料金によるアクセスの可能性を指摘

- ・ 制度の具体化
- 価格透明指令 (1990 年)、電力通過指令 (1990 年)、ガス通過指令 (1991 年)
- マーストリヒト条約によりエネルギー・ネットワークの構築を明言 (1992 年)
- 共通制度： 電力指令 (1996 年、2003 年、2009 年)、ガス指令 (1998 年、2003
年、2009 年)： 3 次の指令によって自由化形成を企図

- リスボン条約とエネルギー政策
 - 条約レベルでの明文化 (194 条): 「域内市場の機能を確立する関係及び環境の保護と向上に関連」した一連の規定、エネルギー政策は「構成国間の連帯の精神によって目指す」こと
 - 「連帯の精神(in a spirit of solidarity)」という点からも「エネルギー供給保障」の必要性を提唱した趣旨と解される(ただし、条文に対する消極的評価はあり): ウクライナへのロシア産天然ガスの輸入停止措置によるリスクの認識
 - ネットワーク (電力=送電網、ガス=パイプライン網) の「越境取引 (cross-border trade)」のためのネットワーク施設の整備に係る制度支援の充実化の必要性

- EU 指令の主要な狙い: TPA とアンバンドリングの「国内法化」=域内統合化への手段
 - 供給源から需要地への電力・ガスのスムーズな流れが不可欠
 - 安定供給という意味での「エネルギー供給保障」: 「越境取引」の制度的担保の必要性

- 「越境取引」に関する EU 法制
 - 送電網・ガスパイプラインの運営事業者 (TSO) 管轄の規制当局が「越境取引」に係るシステム利用・アクセス拒絶をめぐる紛争処理手続を担当すること等(指令)
 - 「越境取引」を可能にする送電網・ガスパイプライン網へのアクセスに関する条件 (規則)

- 充実したネットワークの必要性: 投資インセンティブの欠如が問題
 - 「越境取引」に係る投資インセンティブの課題: ネットワークの新規建設に際しての競争政策的措置 (TPA) の一定期間における規制緩和措置
 - 適用除外基準の明記: 供給保障の向上等がその基準

- 適用除外事例: LNG 貯蔵施設が比較的多数を占める実態
 - 規定の意味: ガス輸送の促進、緊急時に追加的なガス供給の可能性

- その他: WTO・ガット体制との関係性